

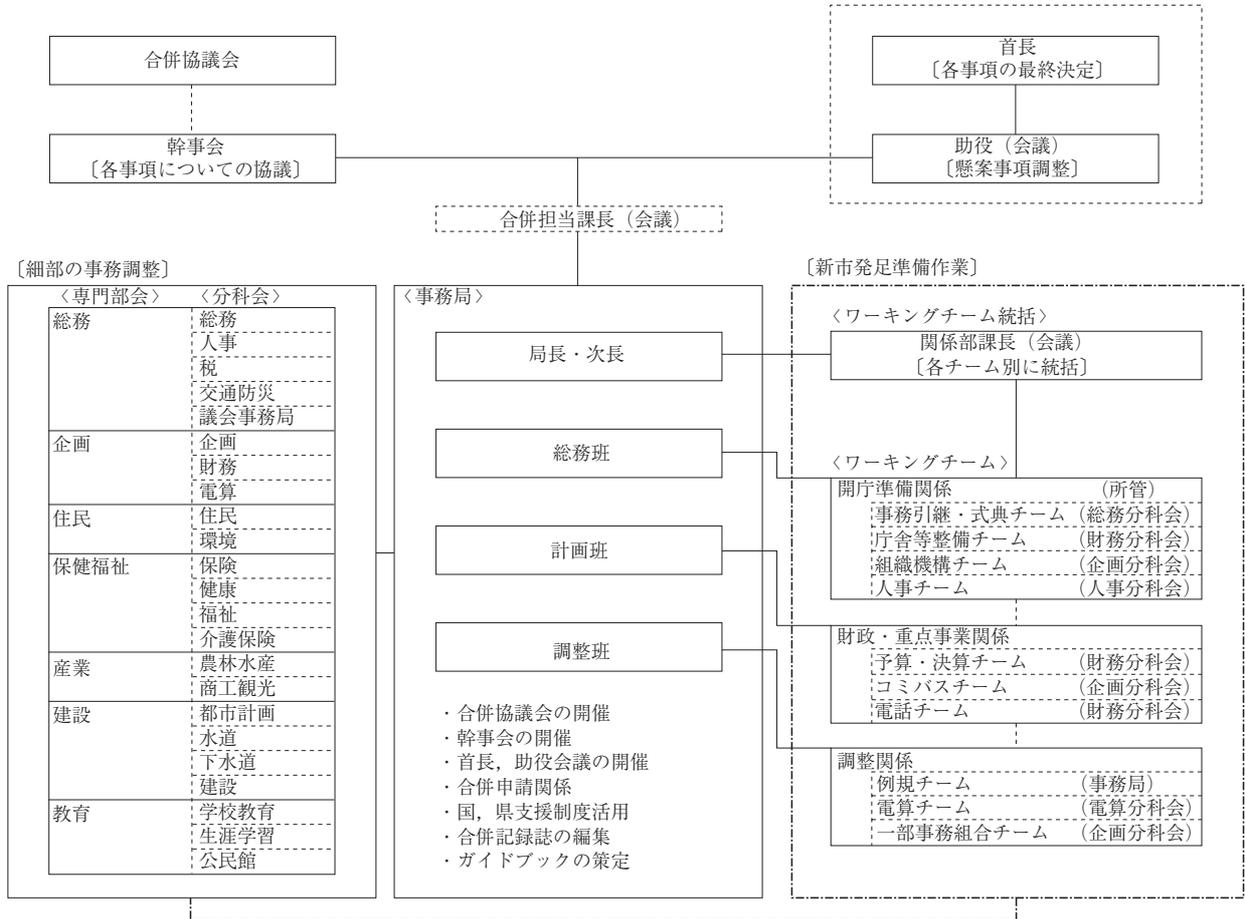
第4章 坂東市誕生

1 新市発足に向けた準備体制

(1) 新市発足のための事務調整

合併協定調印式及び両市町の議会の議決を受け、合併時あるいは合併翌年度までに調整するとして95項目の事務事業や、新市発足に向けた具体的な事務調整、あるいは種々の事務手続が必要となった。

《準備体制図》



(2) 旧市の決算と新市の暫定予算・本予算

合併によって消滅する1市1町（岩井市・猿島町）の収支は、消滅日（平成17年3月21日）をもってこれを打ち切ることが定められており、また、新市の予算については、議会の議決を経て成立するまでの間、坂東市長職務執行者が必要な収支につき暫定予算を調整して執行するよう規定されている。

こうした決算及び予算の準備作業も、次の考え方に基づき全庁的な取り組みのなかで進められた。

○岩井市・猿島町合併に伴う決算調整及び予算編成の考え方について

【基本的な考え方】

1. 合併の期日 平成17年3月22日（火）

2. 1市1町の決算

ア. 合併により消滅する1市1町（岩井市・猿島町）の収支は、消滅日（平成17年3月21日）をもってこれを打ち切ることになり、合併前日をもって出納閉鎖期日となる。この場合、出納整理期間はなく、合併前日をもって歳入・歳出の決算を行うことになる。

イ. 出納整理期間を持たないため、平成17年2月19日から合併前日の3月21日は休日のため、3月18日までを便宜的に仮の出納整理期間に相当する期間と定める。

ウ. 歳出については、平成17年2月18日までに会計課に支出命令が提出されたものを支払いの対

象とする。



- エ. 仮の出納整理期間中は、上記ウ以外の支払いは以下の例外を除き、原則停止する。
- ・支払期限のある社会保険料・電気料・保険給付費等については、仮の出納整理期間に支払いが必要となるため、例外として支出する。ただし、会計課との事前調整や迅速な支出処理を行うこととする。
 - ・委託料・扶助費・補助金等で3月18日までに支払い義務があるものは、会計課と十分調整すること。(※どうしても「1市1町」名で支払わなくてはならない費用があるかは不明です。)
- オ. 全ての債権・債務は新市に承継することになります。予算措置はしてあるが、事業に着手していない場合や、契約は済んだが事業継続中に合併の日を迎えた場合（合併時まで支払いが完了していないもの）は、新市予算（平成16年度）に再計上する。
- カ. 工事請負の支払いについては、2月18日までに工事検査が完了したものを支払いの対象とする。なお、2月19日は休日のため、2月21日以降に工事竣工のあった工事請負については、新市予算（平成16年度）に再計上することになる。
- キ. 支出負担行為が起こされている工事等（債務が確定したもの）で支払いが完了していないものは、当該契約額をもって新市の予算（平成16年度）に再計上する。（ただし、前払い金がある場合は、その分を差し引いた額。）
- ク. 概ね1ヶ月程度の出納整理期間を予定しているため、支払いについては「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」の規定に抵触することのないよう留意する。
- ケ. 歳入については、3月18日までに指定金融機関に収納された額をもって決算額とする。なお、実質的には税・使用料等は毎日指定金融機関に納入されるので、決算額の確定は後日になるので注意する。
- コ. 各市町財務会計が稼働しているため、決算処理は迅速化が図られると思いますが、当該処理期間が極めて短期間となるため、十分注意する。
- サ. 2月19日前後は、合併による事務の繁雑が予想されるため、予め執行できる事務事業は早めに完了するよう心がけて下さい。

3. 新市の平成16年度暫定予算、平成17年度（本）予算及び暫定予算

- ア. 本来、新市の平成16年度予算は、原則として1市1町の平成16年度予算現計額の未執行合算額に補正対応分と新市発足に伴う新たな増加経費を追加したものになるが、当市では、合併期日が年度末（3月22日）であるため、新市発足に伴う新たな増加経費は平成17年度予算計上となります。よって、平成16年度暫定予算は、1市1町の平成16年度予算現計額の未執行合算額に補正対応分（最終補正）を追加したものととなります。
- イ. 新市の平成17年度予算は、原則として、1市1町の積み上げによる予算と新市発足に伴う新たな増加経費を加えたものをもって、本予算額とする。
- 当該本予算の内、一定期間に係る部分が暫定予算となる。
- 本予算＝平成17年4月1日から平成18年3月31日までの予算で、新市が議会に付し可決されたものをいう。原則として、1市1町の積み上げによる予算と新市発足に伴う新たな増加経費を加えたもの。
- 暫定予算＝本予算が議会の議決を経て成立するまでの間のつなぎの予算的性格になります。暫定予算期間中に必要とされる人件費・公債費・扶助費等の義務的経費や支払期限が暫定期間内となる工事請負費（余り考えられない）・物品の購入費、新市において暫定期間

内での契約が必要な賄材料費・道水路等の応急補修費・保管できない教材費等が考えられる。

※平成16年度予算（平成17年3月22日から3月31日）、平成17年度予算（平成17年4月1日から暫定期間中）は、新市発足時並びに新年度開始日に市長職務執行者が専決処分を行う。

※平成17年度暫定予算は、本予算が成立した段階で本予算に包括される。

ウ. 新市予算原案（平成16年度・平成17年度）は、1市1町の各課においてそれぞれ作成した予算要求見積書に基づき、財政課が調製する。予算原案の作成時期は、一般的には1ヶ月程度必要であり、当合併に際しては、年度末の合併であり、旧年度の予算積算と新年度の予算積算を同時期に行うため、煩雑となる。平成17年度予算は平成16年10月頃から取りまとめを行い、平成16年度予算（平成17年3月22日から3月31日）については、平成17年2月18日頃の締め切りを予定する。

エ. 平成16年度予算要求、平成17年度以降本予算要求は、新市の財務会計システムで行う予定である。

【合併により消滅する市町の決算調整要領】

1. 平成16年度決算調製の概要

(1) 合併期日：平成17年3月22日（火）

(2) 決算の時期：平成17年3月21日（月）現在で決算調製を行う。

(3) 関係法令：地方自治法施行令第5条第2項

「……消滅した地方公共団体の収支は、消滅の日を以ってこれを打ち切り、当該地方公共団体の長またはその職務を代理し若しくは行う者であった者がこれを決算する。」

2. 決算調製について

(1) 基本的な考え方

①地方自治法施行令第5条第2項に基づき、出納整理期間が設定されないことになり、1市1町の消滅日である『平成17年3月21日』をもって歳入歳出決算の調製を行うことになる。

②『平成17年3月21日』は、いわゆる年度末であると同時に「出納閉鎖期日」となる。

③出納整理期間が設定されないことにより、歳入歳出の執行管理、整理の必要性から、また、決算調製をするうえからも便宜的に下記の期間を「仮の出納整理期間」とする。

平成17年2月19日（土）から平成17年3月18日（金）

(2) 歳入決算

①平成17年3月18日までに、指定金融機関が受領（収納）した額をもって歳入決算額とする。

②平成17年3月18日までの収入については、必ず事前に調定を行うこと。（延滞金等の収入科目の性質上、事前に調定できない科目以外は、「事前調定」が原則。）

(3) 歳出決算

①平成17年3月18日までに支払いが完了した額（支出済額）をもって歳出決算額とする。

②「仮の出納整理期間」中の支払いは、原則として平成17年2月18日までに会計課に「支出命令」が提出された経費を対象とする。したがって、1市1町により支払日が定められており、その日が最終支払日となる。平成17年2月19日は休日のため、2月21日以降で、次の⑤の「例外的な経費」以外の経費については、「支出命令」の起票ができなくなるので注意すること。（当該経費は、平成17年3月22日以降の起票となり、新市の平成16年度歳出予算で執行されることになる。）

③合併による特別な決算となるため、支出負担行為と支出命令の時期が大きく異なるものについては、予算の執行残高の確認等、執行管理に十分注意すること。

④工事請負費は、平成17年2月18日までに竣工検査が完了したものまでが、1市1町の支払い対象とする。従って、工事は完了しているが平成17年2月19日は休日のため、2月21日以降に「工事検査依頼」を行った経費については、基本的に新市の平成16年度歳出予算で執行される

ことになる。

⑤仮の出納整理期間で支払う例外的な経費

○平成17年3月18日までに支払が約束されている「社会保険料」、「保険給付費」、「光熱水費」、「報酬」、「賃金」等。

○委託料・扶助費・補助費等で、契約・要綱等で平成17年3月18日までに支払義務がある経費。

○その他例外的に考えられる経費については、財政課・会計課と協議・調整する。

◎「例外的な経費」については、3月4日までに会計課へ支払命令を提出する。3月4日以降に支出が生じる場合は、会計課へ速やかに連絡・協議し、支出命令をする。

⑥仮の出納整理期間を設けていますが、支払に当たっては、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」の規定に留意する。

⑦「資金前渡」、「概算払」した経費の精算

○交際費、貸付金及び生活保護費等の資金前渡については、3月11日までに精算する。

○旅費等の概算払いについても同様とする。

(4) その他注意事項

①3月18日をもって決算を調製するとともに、納整理期間を持たないで消滅し、3月22日以降は新市の予算をもって執行するため、3月18日以前の全ての出納が遡及できなくなるので、過誤納及び誤払い等に対する戻入戻出は出来なくなるので十分注意すること。この部分は新市の対応になります。

②還付未済分についても同様です。

3. 「赤字決算」となる場合の処理

(1) 年度途中の決算調製となることから、一般会計及び特別会計が「赤字決算」となることが想定され、その場合の歳入不足に関しては「一時借入金」をもって対処することとなる。予算に定められている限度額の範囲内で対処することとなる。

(2) 「一時借入金」の定めのない特別会計においては、一般会計歳計現金の繰替運用によって対処することとする。

(3) 当該「一時借入金」の償還(返済)は、新市の平成16年度暫定予算を通して返済することになる。

※参考－決算審査

(1) 平成16年度1市1町の決算調製並びに新市の決算調製及び議会の認定手続きは、通常年度の決算手続きと同様「地方自治法第233条」の規定に基づき処理することになる。従って、新市の収入役は、平成16年度1市1町の決算調製については、平成17年3月21日後の3ヶ月以内（3月22日から6月21日）に決算を調製し、平成16年度新市の決算調製について、平成17年5月31日後の3ヶ月以内（6月1日から8月31日）に決算を調製し、新市長に提出しなければならない。

(2) 決算審査は、新市長により新監査委員の選任が行われ、監査に付した後、議会の認定に付することになる。

◎関係法令：地方自治法施行令第5条第2項・第3項・第4項

○第2項＝「……消滅した地方公共団体の収支は、消滅の日を以ってこれを打ち切り、当該地方公共団体の長またはその職務を代理し若しくは行う者であった者がこれを決算する。」

○第3項＝「前項の規定による決算は、事務を承継した各地方公共団体の長において、これを監査委員の審査に付し、その意見を附けて議会の認定に付さなければならない。」

○第4項＝「第2項による決算は、その認定に関する議会の議決とともに、……市町村にあっては都道府県知事に報告し、且つ、その要領を住民に公表しなければならない。」

【平成16年度新市一般会計「暫定」及び平成17年度新市一般会計「暫定」予算編成要領】

1. 平成16年度一般会計暫定予算編成の概要

(1) 暫定予算編成根拠＝地方自治法施行令第2条, 第5条第1項

○第2条＝「普通地方公共団体の設置があった場合においては、前条の規定により、当該普通地方公共団体の長の職務を行う者は、予算が議会の議決を経て成立するまでの間、必要な収支につき暫定予算を調製し、これを執行するものとする。」

○第5条＝「普通地方公共団体の廃置分合があった場合においては、その地域が新たに属し(第1項)た普通地方公共団体がその事務を承継する。」

(2) 暫定予算の提案：合併時点において、市長職務執行者の専決処分により行う。

(3) 暫定予算編成日程：平成17年2月から3月に編成事務を行う。(新市発足準備と並行するため、十分な準備が必要です。)

(4) 暫定予算編成方針：年度末の合併となるため、1市1町の平成16年度予算に計上された予算の執行残に係る経費で、必要最小限の経費及び補正対応分(最終調整分)を対象とする。

2. 平成17年度一般会計暫定予算編成の概要

(1) 暫定予算編成根拠＝地方自治法施行令第2条

(2) 暫定予算の提案：平成17年4月1日時点において、市長職務執行者の専決処分により行う。

(3) 暫定予算編成日程：平成16年10月から平成16年12月に予定する本予算(原案)の編成事務を受けて行うため、平成17年1月から2月に編成作業を行う。(新市発足準備に合わせて平成16年度一般会計暫定予算編成と並行するため、事務が煩雑化しますので十分な準備が必要です。)

(4) 暫定予算編成方針：新市の平成17年度本予算(原案)に計上される予定の経費で暫定期間中に必要とされるべき経費を対象とする。

3. 暫定予算編成事務について

(1) 基本的考え方

①地方自治法施行令第2条に基づき、合併により新市が設置された場合に市長職務執行者は、予算が議決を経て成立するまでの間、暫定予算を調製、専決処分し執行することになる。

②平成16年度暫定予算の期間は、平成17年3月22日から3月31日までとする。

③平成17年度暫定予算の期間は、平成17年4月1日から90日間以内とする。

④平成16年度暫定予算額及び内容は、1市1町の本予算に計上の経費を合算することで調製し、合併日前日までに完了していない経費の範囲内で調製する。

⑤平成17年度暫定予算額及び内容は、あくまでも平成17年度本予算(原案)に基づき、その範囲内で調製する。

⑥暫定予算書の作成は、本予算書と同様とする。

⑦平成16年度歳入暫定予算は、原則として1市1町の16年度歳入予算現額の未収入額をもって予算額とする。

⑧平成16年度歳出暫定予算は、原則として1市1町の16年度歳出予算現額の未執行額をもって予算額とする。

○契約等により、債務額が確定しているが、支払が完了していない事業に係る予算については、確定した債務額(契約額)をもって予算額とする。

○前金払いがあった事業については、契約額からその額を差し引いた額を予算額とする。

○債務負担行為の限度額を変更する場合は、契約締結により債務額(契約額)が確定したもののについては、その実額を計上する。

○地方債の限度額を変更する場合は、最終変更申請に基づく「許可予定額」を計上する。

⑨平成17年度歳入暫定予算は、便宜的に市税等の一般財源で対応する。

⑩平成17年度歳出暫定予算は、当該暫定予算が合併に起因し、法令に基づく制度として認められている暫定予算であることから、新市の本予算（原案）の範囲内で、款・項・目・節及び事業名は同一にし、暫定予算期間中に必要とする全ての経費を対象とする。

注1) 平成16年度暫定予算に係る平成16年度各市町繰り越し分の調定及び支出負担行為は、新市予算において改めて行うこととなるので、1市1町執行残（新市予算計上額）をもって速やかに調定、支出負担行為伝票処理を行う必要がある。

4. 平成17年度暫定予算の編成手続

①本予算（原案）の編成作業を先行し、原案の調製後に決定された「暫定予算期間」を踏まえ暫定予算の編成を行うこととする。

5. その他

①特別会計においては、この本要領を準用し編成する。

※この1市1町の合併の期日が「平成17年3月22日」であることから、新市では平成16年度暫定予算と平成17年度暫定予算を編成する必要がある。

※参考1＝暫定予算の根拠

◎地方自治法第218条第2項に基づき、「必要に応じて、一会計年度のうちの一定期間に係る暫定予算を調製し、これを議会に提出することができる。」とされ、次の場合が想定される。

- ①予算審議が延びるなど、年度開始前に議決されないとき。
- ②予算案が否決され、再提案に時間を要し、年度開始に間に合わないとき。
- ③災害など不測の事態により、予算の議決に至らないとき。
- ④新しい地方公共団体が設置されたとき。（地方自治法施行令第2条）

※参考2＝暫定予算の性格

◎暫定予算は、本予算が成立するまでの「つなぎ予算」として編成され、原則、次のような予算編成になると考えられる。

- ①暫定予算の期間は、1～3ヶ月が適当とされている。
- ②暫定予算は、歳出予算が中心であることから、必ずしも収支均衡の原則は適用する必要がない。
- ③暫定予算の執行は、通常予算執行と同様ですが、本予算が成立後はその効力は失われ、本予算に全て吸収されることになる。つまり、款・項・目の予算額をはじめ個々の事業科目の内容及び節の予算額全てが、「本予算額 \geq 暫定予算額」の関係にある。
- ④暫定予算の経費は、「つなぎ予算」としての性格上、義務的経費などの固定経費に限られ、政策的経費・投資的経費は含まれない。
- ⑤暫定予算も議会の事前承認の原則が適用されるが、事情によっては、長の専決処分によることのできる場合もある。

【平成17年度新市一般会計予算編成要領】

1. 平成17年度一般会計本予算編成の概要

(1) 本予算編成根拠＝地方自治法施行令第2条、第5条第1項

○第2条＝「普通地方公共団体の設置があった場合においては、前条の規定により、当該普通地方公共団体の長の職務を行う者は、予算が議会の議決を経て成立するまでの間、必要な収支につき暫定予算を調製し、これを執行するものとする。」

○第5条＝「普通地方公共団体の廃置分合があった場合においては、その地域が新たに属し（第1項）た普通地方公共団体がその事務を承継する。」

- (2) 本予算の提案：合併後50日以内に行われる市長選挙後の初議会に提案する。
- (3) 本予算編成日程：平成16年10月から平成17年2月に編成事務を行う。
(新市発足準備と並行するため、十分な準備が必要です。)
- (4) 本予算編成方針：1市1町の予算要求書の積み上げの経費と、合併に伴う新たな必要経費をもって予算額とすることを原則とする。
- (5) 本予算の期間：平成17年4月1日から平成18年3月31日（1年間）

※参考＝地方自治法施行令第5条第1項（事務の承継関係）

- ①承継の対象となる事務は、廃置分合により新たに関係地方公共団体に属すべき一切の事務「公文書類のみならず、公法上の未徴収金、歳計現金、債権（租税債権含む）、債務、一切の行政処分等」である。（行政実例昭和29・3・23）
- ②地方税の課税権の承継については、地方税法第8条の2から5まで及びこれらに基づく同法施行令第1条の2から5までの規定により処理する。
- ③「消滅団体の存在を前提としたもの」、「対外的な法律関係を生じていないもの」は承継の対象外。よって、契約行為、補助金等の交付決定、賦課行為のされているものは承継されるが、契約の成立していない歳出、賦課行為のされていない歳入は承継されません。

2. 本予算編成事務

(1) 基本的考え方

- ①地方自治法施行令第2条に基づき、合併により新市が設置された場合、1市1町の合併の期日が平成17年3月22日であることから、平成16年度と平成17年度当初は新市の市長がいないため、市長職務執行者は、予算が議会の議決を経て成立するまでの間、暫定予算を調製し、専決処分を行い執行することになる。平成16年度暫定予算は、1市1町の予算執行残で必要最小限の暫定予算とし、平成17年度暫定予算は、事前に平成17年度本予算（原案）を調製し、その本予算（原案）を基に暫定予算を編成するものとする。
- ②地方自治法施行令第5条第1項を踏まえ、その事務の承継規定に基づき、新市の本予算（原案）を作成するものとする。
- ③平成17年度本予算は、これまでの1市1町の経緯や合併後の混乱を最小限に留める必要があるため、1市1町の予算要求書の積み上げにより調製し、合わせて合併による必要経費を計上するものとする。
- ④新市の予算書は、1市1町の予算内容が混在一体となり一本化される。そのため、1市1町の予算が見えにくくなることが予想される。事務事業の承継内容が分かるように工夫することが必要かと思われる。

(2) 歳入予算

- ①平成17年度歳入本予算は、これまでの市町の経緯や合併後の混乱を最小限に留める必要があるため、1市1町の予算要求書の積み上げにより調製する。
- ②合併による歳入並びに新市建設計画に位置付けられた事業を調整し計上するものとする。

(3) 歳出予算

- ①平成17年度歳出本予算は、これまでの市町の経緯や合併後の混乱を最小限に留める必要があるため、1市1町の予算要求書の積み上げにより調製する。
- ②合併による必要経費並びに新市建設計画に位置付けられた事業を調整し計上するものとする。

(4) その他

- ①その他本予算の調製は、例年の予算編成方針に従うこととしますが、1市1町の款・項・目・節及び事業項目が異なることから、事前の調整が必要になる。
- ②新市の予算編成は、新市の予算編成システムにより行う。

3. 平成17年度本予算の提案

- (1) 合併後50日以内に行われる新市長選挙後の初議会に提案する。

4. その他

- (1) 特別会計においては、この本要領を準用し編成する。

(3) 坂東市長職務執行者に関する協議について

坂東市は岩井市と猿島町を廃し新たに設置されるため、合併後新市長が選挙されるまでの間は市長が不在となる。そのため、この間は、地方自治法施行令第1条の2の規定に従い、1市1町の長のうちから両首長の協議により、野口正夫猿島町長が坂東市長職務執行者として市長の職務を行うことになった。

○坂東市長職務執行者に関する協議書

岩井市及び猿島郡猿島町の廃置分合に伴う坂東市長職務執行者に関する協議書

岩井市及び猿島郡猿島町を廃し、その区域をもって平成17年3月22日から新たに坂東市を設置することに伴う坂東市長職務執行者について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第1条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり定める。

記

坂東市長職務執行者 野 口 正 夫

平成17年2月21日

岩井市長 石 塚 仁太郎
猿島町長 野 口 正 夫

2 閉市，閉町式

(1) 岩井市閉市式

岩井市閉市式典は、平成17年3月5日（土）、岩井市民音楽ホールにおいて、国・県の関係者、市議会議員、地元区長、各種委員など約350人が出席して開催された。

式典では、まず、岩井市長の式辞、岩井市議会議長の挨拶があり、市政功労者・各種団体406人に表彰状・感謝状が贈呈され、来賓の県知事（代読）、猿島町長、永岡洋治衆議院議員から祝辞を受けた。

また、アトラクションとして、小・中学生による合唱及び将門太鼓が披露された後、万歳三唱で締めくくられた。

○岩井市閉市式典式次第

日時 平成17年3月5日（土） 午後1時30分～
場所 岩井市民音楽ホール

1 開式のことは

- 2 国歌斉唱
- 3 市長式辞
- 4 市議会議長あいさつ
- 5 功労者表彰
- 6 来賓祝辞
- 7 祝電披露
- 8 受賞者代表謝辞
- 9 アトラクション
 - ① 飯島小学校 合唱団
 - ② 南中学校 合唱団
 - ③ 将門太鼓
- 10 万歳三唱
- 11 閉式のこたば

○岩井市閉市式典 市長式辞（石塚仁太郎 岩井市長）

本日ここに、岩井市閉市式典を挙行いたしましたところ、ご来賓各位におかれましては、公私ともに、ご多忙のなか多数のご臨席を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

岩井市は、昭和30年に1町7カ村（岩井町、弓馬田村、飯島村、神大実村、七郷村、中川村、長須村、七重村）が合併し岩井町となり、さらに昭和47年、関係各方面のご指導・ご支援によりまして、茨城県で18番目の市として市制を施行し現在に至っております。

市制施行から33年の歳月が経ち平成17年3月22日、岩井市と猿島町が合併し、新たに「坂東市」が誕生いたします。おかげをもちまして、今日まで市勢が順調に進展できましたのも、県当局や関係機関並びに本日の閉市式典において表彰させていただきます岩井市の発展に著しく貢献されました皆様のご尽力の賜と、深甚なる敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

岩井市は、首都50キロメートル圏内に位置しながらも、菅生沼に代表されるように水と緑に恵まれた、自然環境の豊かなまちでございます。また、歴史的にも平安時代に関八州を制した、英雄「平将門公」ゆかりの地として知られる、自然と歴史の融和したまちでもあります。

岩井市と猿島町は、歴史的にも文化的にも、そして通勤・通学・医療・買い物等の、市民生活においても一体的な深いかかわりを有しており、ごみ処理体制や消防体制などにつきましても、共同で取り組んでおります。さらに、公共施設の相互利用も実施しているところです。

両市町の合併は、古河市・岩井市・並びに猿島郡5町で構成する「猿島地域市町合併懇話会」が平成14年5月24日に設置されたのが始まりでありました。

その後、岩井市、猿島町、境町におきましては、議会に合併推進に関する特別委員会が設置され協議を進めて参りました。そのような中、合併推進について、ご理解をいただくため、地域懇談会を開催し同時に、より多くの市民の皆様の意向を伺うためアンケート調査を実施いたしました。その結果多数の皆様が合併に賛成であることが示されました。その結果を受け、合併協議会が設置されました。その後、幾度となく合併協議会は開催されましたが、途中で境町が離脱することになり3市町の合併協議会は、休止となった訳であります。しかし、岩井市と猿島町は、それまでの協議を無駄にすることなく、必ず合併を実現するとの信念のもと、1市1町の合併協議を継続して参りました。

このような厳しい状況ではありましたが、私ども岩井市と猿島町は、合併に係る協議を無事整え、そして、すべての法的な手続きを終了させ、現在に至っている訳であります。

本日、合併によります岩井市の閉市式典を、このように盛大に挙行できますのも、野口猿島町長さん、合併協議会委員の皆様、さらに猿島町議会議員の皆様・岩井市議会議員の皆様のご協力・ご尽力の賜物であります。また、岩井市・猿島町の分館長さん・区長さんを、はじめとする住民の

皆様の合併推進へ向けての深いご理解と力強いご支援があったからであります。

また、合併協議に並々ならぬご支援・ご配慮を賜りました橋本茨城県知事をはじめ国会議員の皆様、茨城県議会議員の皆様、茨城県職員の皆様、とりわけ、地元の山口武平先生におかれましては、経験豊かな助言と格別なご指導・ご協力をいただきました。心から篤く感謝申し上げる次第でございます。

さて、私は、景気の低迷や三位一体の改革による補助金の削減、地方交付税の見直しなど、非常に厳しい財政状況の中、これまで岩井市の将来像として掲げました、「人と自然が語り合う、快適創造都市いわい」の実現を基本に、市民一人ひとりが安心して、健康で活力に満ちた、快適な生活が営めるよう、生活基盤の整備や産業の振興、福祉、教育の充実など、各分野で均衡のとれた社会資本の整備充実に努めて参りました。

合併後は、首都圏中央連絡自動車道や国道354号バイパス、県道結城岩井線バイパス等を整備することにより、この地域の一体化が一層促進されます。今後、市民生活の様々な分野で、広域的な取り組みがますます必要になって参ります。

また、当地域は全国でも有数の生鮮野菜の生産を誇る地域であります。広大な畑地は、この地域を特徴付ける地域資源であり、産地間競争が激しさを増す中で、広域的な取り組みによりブランド化を図るなど、地域の発展や活性化につなげていかなければならないと考えております。

新市「坂東市」は、岩井市・猿島町の歴史・文化・自然を大切に守りながら「坂東市建設計画」を着実に推進し、より一層の飛躍発展を図らなければなりません。

私は、新市「坂東市」が合併効果を遺憾なく発揮し、関東地方の雄都として、発展していくことを心から願うものであります。

最後になりましたが、あらためて岩井市発展のために、ご尽力とご協力をいただきました諸先輩方、並びに市民の皆様方、そして、本日、はれの表彰をうけられます406名の皆様方に、感謝とお礼を申し上げますと共に、新市建設の将来像であります「人と自然がおりなす活力・安心・協働に満ちた坂東市」の早期実現と、さらなる発展を願い、新生「坂東市」へ引き続きご支援を賜りますよう、心から深くお願い申し上げます。

(2) 猿島町閉町式

猿島町町制施行50周年記念式典及び閉町記念式典は、平成17年2月27日（日）、猿島町中央公民館において国・県の関係者、町議会議員、地元区長、各種委員など約320人が出席して開催された。

式典では、まず、猿島町長の式辞、猿島町議会議長の挨拶、猿島町のあゆみが紹介された後、町政功労者・各種団体252人に表彰状・感謝状が贈呈され、来賓の県知事（代読）、山口県議会議員、岩井市長、岡田参議院議員、半村県議会議員、五霞町長、猿島郡町村議長会副会長から祝辞を受けた。

続いて、小・中学生による作文朗読が行われた後、壇上の町旗が降納された。

また、記念行事として、記念碑除幕や中学生による吹奏楽の演奏及び猿島ばやしが披露された。

○猿島町町制施行50周年記念式典及び閉町式典式次第

日時 平成17年2月27日（日） 午前10時～

場所 猿島町中央公民館

〈式典〉

- 1 開式のことば
- 2 国歌斉唱
- 3 町長式辞
- 4 議長あいさつ
- 5 猿島町のあゆみ
- 6 功労者表彰

- 7 感謝状贈呈
- 8 来賓祝辞
- 9 祝電披露
- 10 受賞者代表謝辞
- 11 小・中学生作文朗読
- 12 町旗降納
- 12 万歳三唱
- 11 閉式のことは

〈記念行事〉

- 1 記念碑除幕
- 2 記念パーティー
 - ・アトラクション
 - 猿島中学校吹奏楽部演奏
 - 県指定無形民俗文化財「猿島ばやし」

○猿島町町制施行50周年記念式典及び閉町記念式典 町長式辞（野口正夫 猿島町長）

本日ここに、猿島町町制施行50周年記念式典及び閉町記念式典にあたり、ご公私ともお忙しいなか、多数のご来賓の皆様のご臨席をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

さて、猿島町は、昭和31年、富里村と沓掛町の合併により誕生いたし、先人の並々ならぬ熱意と努力によって、今日の発展を遂げてまいったところです。私どもも町民の皆様が豊かな自然環境の中、快適で安心して暮らせるよう、各種の施策を進めて参りました。道路・交通網の整備をはじめ、上水道、公共下水道事業・農業集落排水事業の推進など生活基盤の整備をすすめ、地域産業活性化のため、現在事業を進めている、県営畑地帯総合整備事業をはじめとする土地改良事業や工業団地の造成・企業の誘致など生産基盤の整備、健康で生きがいのある社会をつくるため保健・福祉の充実、豊かな心と創造性に満ちた人づくりのため学校教育・生涯学習にも力を注ぎ、特にさしま郷土館ミュージズは多くの皆様にご利用いただいております。また「ふる里さしま古城まつり」の開催や農産物直売所・市民農園の整備・高速バスの誘致など多くの皆様に猿島町を訪れていただき、町民の皆様との交流を深めていただくための施策も進めて参りました。近年では町民の皆様の政策形成への参画も含めた参加機会の拡大や参加のためのシステムづくりを進めるなど、「自然に安らぎ暮らしに生きづき 交流と共生のまち さしま」の実現に向け、日々努力を重ねてまいりました。

この度、岩井市との合併によりその50年の歴史に幕を下ろすこととなりました。この間、町政発展のためにご尽力いただきました町民の皆様をはじめ、関係各位に心より感謝を申し上げます。私たちのふるさと「猿島町」で築き上げられた輝かしい文化や伝統が、新市「坂東市」に引き継がれ、更なる飛躍を遂げることを確信いたしております。

終わりに臨み、来賓各位のご健勝と本日ご臨席の町民の皆様の、ご健勝とご繁栄をお祈り申し上げます。式辞といたします。

○猿島町閉町記念碑 碑文

昭和三十一年 富里村と沓掛町が合併し
猿島町が誕生した
昭和四十年 この地に役場がおかれ
以来 今日まで町の中心となる

平成十七年 猿島町は岩井市と合併
飛躍への一步を踏み出す

平成十七年二月二十七日
猿島町長 野口正夫書

(3) 岩井市閉庁式

岩井市閉庁式が、平成17年3月18日（金）、岩井市役所玄関前において、市議会議員、市四役、市職員が出席して開催された。

式では、市長の式辞、市議会議長の挨拶、退任者の挨拶・花束贈呈の後、市旗が降納され、岩井市の33年の歴史に幕を降ろした。

○岩井市役所閉庁式次第

日時 平成17年3月18日（金）午後4時～
場所 岩井市役所玄関前

- 1 開式のことば
- 2 市長式辞
- 3 市議会議長あいさつ
- 4 退任者あいさつ
- 5 花束贈呈
- 6 市旗降納
- 7 閉式のことば

○岩井市閉庁式 式辞（石塚仁太郎 岩井市長）

岩井市の閉庁式にあたり、謹んでご挨拶申し上げます。

顧みますと、岩井市は、昭和30年に1町7カ村が合併し岩井町となり、さらに昭和47年、茨城県で18番目の市として市制を施行致しました。そして、市制施行から33年の歳月を経て3月22日、岩井市と猿島町が合併し、新たに「坂東市」が誕生いたします。これまで、郷土岩井市をこよなく愛する多くの市民の皆様方の並々ならぬご努力・ご尽力により地域産業の振興・住民福祉の向上など、数々の成果が収められ今日の岩井市が築かれました。心から感謝申し上げる次第であります。

さて、昨今の日本経済の低迷と三位一体の改革による補助金の削減や交付税の見直しが行われている中、平成の大合併は、私たち岩井市にとりましても究極の行財政改革であり、行政機能の効率化と適正な行財政運営のため必要不可欠なものであります。

本日ここに、ご参列いただきました皆様方には、多くの苦楽と共に様々な思い出が脳裏をかすめていることと思います。愛着のある岩井市の名が、なくなることは断腸の思いが致しますが、新しい時代の要請に応え活力ある地域を実現するために、先人の意志を引き継ぎ「誰もが心豊かに安心して暮らせるまちづくり」を実現することが、われわれの責務と使命であると痛感いたしております。

いよいよ3月22日から新生「坂東市」となりますが、新市建設の将来像であります「人と自然がおりなす活力・安心・協働に満ちた坂東市」の早期実現のため、あらゆる努力を惜しんではなりません。そして、時として困難な問題が発生するかもしれませんが、岩井市をこよなく愛し、育ててきた皆様の熱意とご協力があるかぎり、私は新生「坂東市」が必ずや大きく羽ばたけるもと信じて

やみません。合併は終点ではなく、新たな時代の出発点であります。

新生「坂東市」が関東地方を代表する活力のある都市として、発展していくことを心から願うものであります。

最後になりますが、「輝かしく」、「温もりのある」岩井市を心に秘め、本日まで岩井市発展のために、ご指導・ご尽力・ご協力を賜りました、多くの市民の皆様、市議会議員の皆様、また、市職員の皆様方に重ねて深甚なる感謝を申し上げまして、ご挨拶といたします。

(4) 猿島町閉庁式

猿島町閉庁式が、平成17年3月18日（金）、猿島町役場玄関前において、町議会議員、町三役、町職員が出席して開催された。

式では、町長の式辞、町議会議長の挨拶の後、猿島町役場銘板が降納され、猿島町の50年の歴史に幕を降ろした。

○猿島町役場閉庁式次第

日時 平成17年3月18日（金）午後4時30分～
場所 猿島町役場玄関前

- 1 開式のことば
- 2 町長式辞
- 3 町議会議長あいさつ
- 4 猿島町役場銘板降納
- 5 万歳三唱
- 6 閉式のことば

○猿島町役場閉庁式 式辞（野口正夫 猿島町長）

本日、猿島町役場閉庁式にあたり、公私ともお忙しいなか多数のみなさまにご臨席をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

さて、猿島町は、昭和31年、富里村と沓掛町の合併により誕生いたし、先人の並々ならぬ熱意と努力によって、今日の発展を遂げてまいったところです。

この猿島町役場庁舎も、合併10年目にあたる昭和41年、多くの住民の期待を受けて建設されたのであります。当時は、東京オリンピックの開催を契機に、各地で新しいふる里づくりが進められているところで、猿島町もこの役場庁舎の建設を契機に大きな変貌を遂げて参りました。私どもも、道路・交通網の整備をはじめ、土地改良事業や工業団地の造成・企業の誘致、教育文化施設の整備など、町民のみなさまが豊かな自然環境の中、快適で安心して暮らせるよう、各種の施策を進めて参ったところです。

この度、岩井市との合併により町の50年の歴史に幕を下ろすこととなりました。この間、町政発展のためにご尽力いただきました町民の皆様をはじめ、関係各位に心より感謝を申し上げます。

猿島町という慣れた親しんだ名に別れを告げることとなりますが、この庁舎は坂東市役所猿島庁舎として、輝かしい発展への礎となります。私たちのふるさと「猿島町」で築き上げられた輝かしい文化や伝統が、新市「坂東市」に引き継がれ、更なる飛躍を遂げることを確信いたしましてごあいさつといたします。

3 開庁式

坂東市役所岩井庁舎・猿島庁舎開庁式が、平成17年3月22日、両庁舎玄関前で行われた。坂東市長職務執行者、旧市町の四役、山口県議会議員、県西地方総合事務所長、市議会議員、新市の執行部等の参列のなか、銘板除幕とテープカットが行われた。

この日は、旧2市町の選挙管理委員が招集され、各委員の互選によって坂東市の暫定的な選挙管理委員会が発足し、委員長に横島昇・前岩井市選挙管理委員会委員長が選任された後、新市の市長選挙の日程を協議し、4月10日告示、4月17日投票と決定した。

また、坂東市の暫定的な固定資産評価審査委員会も発足し、委員長に木村幸男・前岩井市固定資産評価審査委員会委員長が選任された。

さらに、市長職務執行者は臨時の教育委員会委員を選任して直ちに臨時の教育委員会を召集し、互選により委員長に猪瀬正巳・前猿島町教育委員会委員長、教育長に仁平義夫・前岩井市教育長が選任された。

○坂東市役所岩井庁舎開庁式次第

日時 平成17年3月22日（火）午前8時～
場所 坂東市役所岩井庁舎玄関前

- 1 開式のことば（総務部長）
- 2 坂東市長式辞（市長職務執行者）
- 3 市議会代表あいさつ
- 4 銘板除幕（職務執行者、市議会代表、県議会議員、県西地方総合事務所長）
- 5 テープカット（職務執行者、市議会代表、県議会議員、県西地方総合事務所長）
- 6 祝辞（県議会議員、旧市長、県西地方総合事務所長）
- 7 閉式のことば（企画部長）

○坂東市役所猿島庁舎開庁式次第

日時 平成17年3月22日（火）午前9時～
場所 坂東市役所猿島庁舎玄関前

- 1 開式のことば（保健福祉部長）
- 2 式辞（市長職務執行者）
- 3 市議会代表あいさつ
- 4 銘板除幕（職務執行者、市議会代表、県議会議員、県西地方総合事務所長）
- 5 テープカット（職務執行者、市議会代表、県議会議員、県西地方総合事務所長）
- 6 祝辞（県議会議員、旧市長、県西地方総合事務所長）
- 7 閉式のことば（農政部長）

○坂東市役所開庁式 市長職務執行者式辞（野口正夫 坂東市長職務執行者）

本日ここに、新市「坂東市」の開庁式にあたり、ご挨拶を申し上げます。

合併にあたりましては、ご多忙の中、ご臨席をいただいております県議会議員、山口先生をはじめ、県西総合事務所長様、市議会議員各位、石塚前岩井市長さん等、多くの皆様の深いご理解とご協力を賜りましたことに対し、衷心より敬意と感謝を申し上げます。

さて、岩井市と猿島町の合併は、古河市・岩井市・並びに猿島郡5町で構成する「猿島地域市町村合併懇話会」が平成14年5月24日に設置されたのが始まりでありました。その後、岩井市、猿島町、境町におきましては、議会に合併推進に関する特別委員会が設置され協議を進めて参りました。そのような中、合併推進について、ご理解をいただくため、地域懇談会を開催し、同時により多くの市民の皆様のご意向を伺うためアンケート調査を実施いたしました。その結果多数の皆様が、合併に賛成であることが示されたことにより、合併協議会が設置されました。その後、幾度となく合併協議会は開催されましたが、途中で境町が離脱することになり3市町の合併協議は休止となった訳であります。しかし、岩井市と猿島町は、それまでの協議を無駄にすることなく、必ず合併を実現するとの信念のもと、1市1町の合併協議を継続して参りました。このような厳しい状況ではありましたが、合併に係る協議を無事整え、そして、すべての法的な手続きを終了させ、新市「坂東市」が誕生し、新しいまちづくりがスタートいたしました。

昨今の社会情勢は、少子高齢化をはじめ、産業構造の転換や生活圏の広域化、さらには、地方分権型社会構築のための三位一体改革による補助金の削減や地方交付税の見直しが行われ、地方にとりまして大変厳しい状況にあり、これらを乗り越えることのできる足腰の強い、効率的な行政運営が強く求められています。今後、さらに地方自治を発展させ、住民生活上で地方自治運営の成果を表すためには、時勢の発展に即応した工夫とたゆまざる努力が、一層必要であろうと考える次第であります。

この合併では、水と緑に包まれた豊かな自然環境を有する田園都市としての歴史、文化、自然を守りつつ、「坂東市建設計画」を着実に推進し、一層の飛躍を図ろうとしているところでございます。坂東市は、合併効果を遺憾なく発揮し、首都圏中央連絡自動車道の整備やインターチェンジの設置、つくばエクスプレスの開通、合併特例債や茨城県の支援制度を活用した国道354号バイパス等の整備による広域交通体系の構築により、人、もの、情報の一大交流拠点を形成し、全国有数の生鮮野菜供給基地としての地位を確立し、坂東市の名にふさわしい、関東地方を代表するような雄大で力強い都市として、発展することを心から願うものであります。

最後になりますが、新市の目指す将来像であります「人と自然がおりなす活力・安心・協働に満ちた坂東市」の実現に向け、邁進していく所存でありますので、新生「坂東市」へ引き続きご支援とご協力を賜りますよう心からお願いを申し上げ、式辞といたします。

4 新市初議会

(1) 上程議案等

平成17年3月30日・31日、新市として初めてとなる第1回坂東市議会臨時会が召集され、市議会議員36名（旧岩井市議会議員20名、旧猿島町議会議員16名）が改修後間もない坂東市役所岩井庁舎内の議会議場において、上程された議案の審議を行った。

当日は、暫定予算・条例等の議案のほか、3月22日に坂東市長職務執行者が専決処分した案件が上程され、すべて原案どおり、承認・議決された。

- 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
(坂東市役所の位置を定める条例ほか162件の条例について)
- 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて
(坂東市内の字の名称の変更について)
- 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて
(坂東市指定金融機関の指定について)
- 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて
(岩井市外5か町公平委員会への加入及び岩井市外5か町公平委員会規約の変更について)
- 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて

- (茨城県市町村総合事務組合同規約の一部改正について)
- 議案第6号 専決処分の承認を求めることについて
(茨城租税債権管理機構規約の改正について)
- 議案第7号 専決処分の承認を求めることについて
(清水丘親水公園の管理に関する事務の委託について)
- 議案第8号 専決処分の承認を求めることについて
(平成16年度坂東市一般会計暫定予算ほか7件の暫定予算について)
- 議案第9号 坂東市文化財保護条例の一部を改正する条例
- 議案第10号 平成17年度坂東市一般会計暫定予算
- 議案第11号 平成17年度坂東市国民健康保険特別会計暫定予算
- 議案第12号 平成17年度坂東市老人保健特別会計暫定予算
- 議案第13号 平成17年度坂東市介護保険特別会計暫定予算
- 議案第14号 平成17年度坂東市介護事業特別会計暫定予算
- 議案第15号 平成17年度坂東市公共下水道事業特別会計暫定予算
- 議案第16号 平成17年度坂東市農業集落排水事業特別会計暫定予算
- 議案第17号 平成17年度坂東市水道事業会計暫定予算

- 議員提出議案第1号 坂東市議会会議規則の制定について
- 議員提出議案第2号 坂東市議会委員会条例の制定について
- 議員提出議案第3号 坂東市議会事務局設置条例の制定について
- 議員提出案件第4号 議会だより編集特別委員会設置について
- 議員提出議案第5号 坂東市長の専決処分事項に関する件

(2) 正副議長等選挙

初議会では、議長、副議長、一部事務組合議会議員の選挙が行われるとともに、総務常任委員会、教育民生常任委員会、経済常任委員会、建設常任委員会と議会運営委員会の委員の選任も行われ、新市議会の議員構成が決定した。

坂東市議会議員名簿

議長	内田 実
副議長	青木 四郎

委員会名	職名	氏名
総務常任委員会	委員長	染谷 孝
	副委員長	石塚 一好
	委員	木村 敏文
	委員	石塚 衛
	委員	滝本 輝義
	委員	根本 衛
	委員	張替 秀吉
	委員	渡辺 昇
教育民生常任委員会	委員長	青木 徳士
	副委員長	小野 洪夫
	委員	張替 安弥
	委員	滝本 和男

委員会名	職名	氏名
茨城西南広域市町村圏事務組合	議員	木村 敏文
	議員	石塚 一好
	議員	石塚 末雄
	議員	林 順藏
	議員	野本 良一
さしま環境管理事務組合	議員	島田 雅史
	議員	根本 衛
	議員	倉持 重義
	議員	林 順藏
	議員	石塚 年弘
常総衛生組合	議員	野本 良一
	議員	吉岡 久男
	議員	小島 一男

	委員	倉持 重義
	委員	藤野 稔
	委員	張替 誠
	委員	杉村 裕巳
	委員	林 順藏
経済常任委員会	委員長	島田 雅史
	副委員長	高木 仁
	委員	桜井 広美
	委員	羽富 晶弘
	委員	吉岡 久男
	委員	小島 一男
	委員	石塚 年弘
	委員	藤井 政夫
建設常任委員会	委員長	野口 理平
	副委員長	金久保幸男
	委員	風見 好文
	委員	鶴巻 與一
	委員	逆井 安
	委員	稲毛田眞平
	委員	倉持 希佐
	委員	石塚 末雄
	委員	野本 良一

清水丘診療所事務組合議会議員	議員	張替 安弥
	議員	石塚 衛
	議員	稲毛田眞平
	議員	倉持 希佐
	議員	張替 誠
	議員	藤井 政夫
	議員	青木 四郎
議会運営委員会	委員長	小島 一男
	副委員長	鶴巻 與一
	委員	張替 安弥
	委員	根本 衛
	委員	張替 秀吉
	委員	逆井 安
	委員	林 順藏
	委員	石塚 年弘
議会だより編集特別委員会	委員長	渡辺 昇
	副委員長	杉村 裕巳
	委員	羽富 晶弘
	委員	滝本 和男
	委員	石塚 衛
	委員	野口 理平
	委員	倉持 希佐
	委員	藤井 政夫

5 市長選挙

新市の初代市長を決める市長選は、平成17年4月10日に告示、石塚仁太郎・前岩井市長が無投票で初当選した。岩井市長3期に続いて通算4選となる。

6 第2回市議会臨時会

新市長就任後、第2回坂東市議会臨時会が、平成17年5月17日開催され、条例等の議案のほか人事案件が上程され、いずれも原案どおり、可決された。

(1) 人事案件

助役、収入役、教育委員会委員などの人事案件が提出され、次のとおり可決された。

- | | |
|----------------|---------|
| ①助役 | 野口 正 夫 |
| ②収入役 | 横 島 隆 |
| ③教育委員会委員 | 吉 岡 耿 |
| | 染 谷 公 久 |
| | 海老原 清 子 |
| | 倉 持 恒 幸 |
| | 猪 瀬 正 巳 |
| ④固定資産評価審査委員会委員 | 木 村 幸 男 |
| | 野 口 清 |

- | | |
|----------|---------|
| | 岩 淵 幸 男 |
| ⑤固定資産評価員 | 染 谷 隆 一 |
| ⑥監査委員 | 横 張 弘 志 |
| | 林 順 藏 |

また、選挙管理委員会委員は、議会の選挙により次のとおり選出された。

- | | |
|------------|---------|
| ⑦選挙管理委員会委員 | 横 島 昇 |
| | 倉 持 次 男 |
| | 倉 持 正 |
| | 中 山 吉 治 |

7 第1回市議会定例会

坂東市議会第1回定例会は、平成17年6月13日から23日までの間開催され、平成17年度一般会計予算など35議案が上程され、いずれも原案通り可決された。

(1) 新市本予算

新市の平成17年度一般会計予算は、総額184億65,000千円で、国民健康保険特別会計など7の特別会計を合わせると340億46,962千円となった。

(2) 坂東市長所信表明

本日ここに、平成17年度予算をはじめ、諸議案のご審議をいただく市議会の開会にあたり、私の市政運営に対する所信の一端をご説明申し上げ、市議会並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げたいと思います。

私は、先に執り行われました坂東市長選挙におきまして、市民の皆様のご理解とご支援・ご協力を得て初代坂東市長として市政を担当することとなりました。

身に余る光栄であると思うと同時に、その職責の重大さに身の引き締まる思いであります。

このうへは、市民の皆様からいただきました信頼にお応えすべく新たな決意と情熱をもって坂東市のまちづくりに全力を傾注していく所存でございます。

さて、地域の最重要課題として取り組んで参りました岩井市・猿島町の合併が実現し、去る3月22日、市民の皆様の大きな夢と期待を担った新市坂東市が誕生いたしました。

これもひとえに、この合併の実現に取り組んでこられました市議会議員の皆様をはじめ、市民の皆様のご多大なるご尽力の賜と深く敬意と感謝の意を表する次第であります。

今日の日本経済は、緩やかな景気回復が続く中、明るい兆しも見えるものの雇用環境は、依然として厳しい状況にあります。また、財政面につきましても、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含む税源配分についての「三位一体の改革」が進められる中、平成17、18年度の地方財政については、三位一体改革の全体像の中で「地方財源の確保」が明記されたため、平成18年度まで、地方交付税は横ばいで進むとの期待もありますが、なお、予断を許さない状況にあります。こうした財政状況の中にあって人口減少時代の到来、住民ニーズの高度化、多様化など、社会経済情勢の変化に適切に対応していくためには、徹底した行財政のスリム化に取り組んでいかねばならないと考えております。

合併はそれ自体が目的でなく、あくまでまちづくりの一つの手段であり、その効果を最大限発揮し、市民の皆様一人ひとりに「合併してよかった」と真に感じていただき、そして、このまちに「生まれてよかった」「住んでよかった」と坂東市に愛着と誇りを持っていただけるようなまちづくりを進めていくことが重要であり、未来の子供たちに、よりよい「まち」を引き継いでいかねばならないと考えております。

これまで育まれてきた1市1町の歴史や文化，伝統をしっかりと受け継ぎながら，坂東市の新たな発展と飛躍に向けて全力を傾注し，合併特例債をはじめとする国や県の財政支援制度を活用して，坂東市建設計画に掲げられた将来像である「人と自然がおりなす，活力，安心，協働に満ちた坂東市」を築きあげて参る所存であります。

坂東市の未来への発展と市民の皆様の幸せのため，誠心誠意全力で取り組んでまいらる決意でございます。

市議会議員並びに市民の皆様のご理解，ご協力を心からお願い申し上げます。

それでは，ここで今後の市政運営にあたり，私の基本的な考え方について述べさせていただきます。

まず，第1は，快適な暮らしと安全を支えるまちづくり（都市基盤・安全対策）についてであります。

当地域におきまして，現在，首都圏中央連絡自動車道，国道354号バイパス，つくばエクスプレスなどの広域交通体系の整備が進められております。今後，これらの整備が進むことにより，人・物などの流れが大きく変わるなど，新市のまちづくりの大きな転機となることから，これらの早期整備を促進するとともに，整備に伴う効果を活用した施策の展開が必要となっております。

そのため，都市生活や経済活動を支える交通体系の確立にあたっては，新市の経済の活性化と安全で快適な生活を確保するため，合併特例債や合併市町村幹線道路緊急整備支援制度を活用した国道354号バイパス及び圏央道インターチェンジへの取付道路ともなる結城坂東線バイパスの早期整備を図って参ります。

また，県道中里岩井線につきましても，旧猿島町と旧岩井市を結ぶ幹線道路であり，一体感を図るためにも，県の新市町村づくり支援制度を活用して整備を促進するとともに，主要地方道，一般県道につきましても新市内外の連携強化や一体的コミュニティの形成を図る重要な路線として整備促進を図って参ります。

公共交通の整備につきましては，つくばエクスプレスの開通（H17. 8. 24）に合わせた守谷駅へのバス運行が決定し，この地域からの都市通勤通学も可能となり，一層の利便性の確保を図って参ります。

快適な生活を支える居住環境づくりにあたって特に生活道路につきましては，市民の切実な要望にお応えするためにも合併特例債を有効に活用して整備を図って参ります。

下水道につきましては快適で住みよい環境づくりと公共水域の水質保全を図るため，地域特性を踏まえ，農業集落排水事業と合わせ計画的かつ効率的に生活排水対策を進めて参ります。

第2は，人と自然に優しい環境づくり（環境）についてであります。

当地域は，利根川や飯沼川などの河川や猿島台地の平地林などの豊かな自然を有するとともに，平将門，逆井城跡や地域に根ざしたイベントなどの歴史や文化があり，これらを保全・継承するだけでなく，交流や観光の資源として積極的に活用していく必要があります。

そのため，首都圏近郊緑地保全区域，自然環境保全地域に指定されている利根川や菅生沼などは，首都圏における貴重な水辺環境となっており，これらの豊かな自然環境を活用した水生公園，親水公園の整備を図って参ります。

生活環境につきましては，地球の温暖化や酸性雨による森林被害など，地球規模で社会問題となり，将来への影響が心配されております。

地域においても，生活排水による河川などの水質汚濁や道路等におけるごみの不法投棄など身近な環境問題に直面しています。

そのため，ごみ処理対策につきましては，さしま環境管理事務組合での処理施設建設の推進等処理体制の充実を図り，住民と行政の協働の下でごみ減量化促進やリサイクル等を推進して参ります。

また，地球環境に優しい循環型社会を形成するため，環境に配慮した計画的な公共工事の施工や環境物品の調達などを進めるとともに，市民，事業者，行政が一体となって環境に配慮したライフスタイルの定着や資源環境を基調とした経済活動を推進するとともに，自然エネルギー等の効率的利用を促進するなど地球環境に優しい対策に取り組み，太陽光発電など新エネルギーシステムの公

共施設等への導入推進を図って参ります。

第3は、活力と賑わいのある産業を生かしたまちづくり（産業）についてであります。

地域の活力あるまちづくりのためには、産業の活性化が不可欠であり、農業につきましては、基幹産業として発展してきた経緯や特色を生かした農業の振興を図る必要があります。

そのため、全国有数の生鮮野菜供給基地としての特性と大消費地東京に近いという立地条件を生かし、新市が一体となって流通体制の強化と銘柄野菜としてのブランド力の強化を図って参ります。

また、全国屈指の生鮮野菜供給基地としての地位を確固たるものとするため、産学官や消費者と連携した地域農業戦略会議を設置し、新たな生産流通活動に向けた戦略的・計画的な取り組みを進めて参ります。

商業につきましては、それぞれの市街地の整備等と合わせて魅力ある様々な機能を有し、賑わいのある商業の振興を図っていく必要があります。

そのため、情報通信技術（I・T）の活用や消費者の多様化したニーズへの対応など、商店街活性化に向けたソフト事業等の充実を図るとともに、その担い手となるチャレンジ精神を持った人材、団体等の支援を進めて参ります。

工業につきましては、地理的条件や広域交通体系の整備を生かして活力ある事業所の立地促進等による、工業振興を図っていく必要があります。

そのため、首都圏中央連絡自動車道インターチェンジ周辺について、需要と土地利用のバランスを踏まえつつ、産業の立地等について検討し、具体化を図るとともに、既存工業団地への企業誘致を推進して参ります。

また、中小企業に対する支援策として、振興融資制度の活用などにより経営近代化や経営改善を促進し、工業生産環境の改善を進めて参ります。

観光につきましては、新市の豊かな自然や、国王神社、平将門関連史跡、逆井城跡などの歴史的施設及び茨城県自然博物館などの公共施設を観光資源としてネットワーク化し、交流拡大や観光振興に積極的に活用するとともに、これまで開催してきた「将門まつり」「ふる里さしま古城まつり」などのイベント・まつりを更に充実させることにより一層の交流拡大を図って参ります。

第4は、健やかで安らぎのある笑顔あふれるまちづくり（福祉・健康）についてであります。

少子・高齢化や核家族化が急速に進行している状況のもとで、安心して子どもを産み育てることや、思いやりのある地域社会の中で生涯をすごすことのできる環境を整えることが望まれています。

新市においては、こうしたニーズに対応し、保健・福祉・医療などの総合的な体制整備やサービスの充実を図り、子どもから高齢者までが安心して暮らせる福祉環境の整ったまちづくりを進めていく必要があります。

そのため、誰もが安心して生きがいのある生活を送れるよう、高齢者、障害者、母子・父子家庭、低所得者等に対する質の高い地域福祉施策を推進するとともに、合併に伴う行政区域の広域化に対応し、高齢者や障害者が安全かつ快適に福祉施設等を利用できるよう、現行の福祉バスのルートの再構築と合わせたコミュニティバスの運行を進めて参ります。

また、少子化や核家族化の進行、女性の社会進出が進むなか、地域全体で子どもを育てる児童福祉、子育て支援を図って参ります。

さらに、誰もが、生涯にわたって健やかな生活を送れるよう予防医療、健康づくり施策の推進及び医療需要を踏まえた総合的な地域医療、緊急医療体制の充実を図って参ります。

第5は、豊かな心と文化を育むまちづくり（教育・文化）についてであります。

新市には、平将門、逆井城跡、猿島茶など有形、無形の地域を特徴づける歴史や文化があり、これら地域が培ってきた文化を守り育てるため、イベントや施設整備を進めていく必要があります。

そのため、さしま郷土館ミュージズ、逆井城跡公園等の充実や利用促進を図るとともに、平将門に関する歴史、伝承、文化を内外に広く発信するための文化施設の整備を図って参ります。

また、有形、無形の文化財をはじめ、伝統ある行事、祭事、遊び、工芸伝承など身近な生活文化、地域文化を保護するとともに、広く内外に紹介、発信して参ります。

教育環境の整備につきましては、21世紀を迎え、国際化が進展する中で、世界や地域に貢献し、

様々な分野で個性を発揮し、活躍できる子ども達の教育の充実や産業振興等に対応した高等教育の充実を図るとともに、近年の犯罪の低年齢化、不登校、いじめの問題などの課題へ対応した青少年健全育成の充実を図って参ります。

生涯学習につきましても、市民の多様化する学習意欲に対応し、バランスの取れた施設配置や施設のネットワーク化などにより、誰もが、いつでも、どこでも自由に学ぶことができる生涯学習機会の環境づくりや市民一人ひとりが利用しやすく楽しめるスポーツ、レクリエーション活動の充実を図って参ります。

第6は、心かよう市民と共にあゆむまちづくり（住民参加・交流・コミュニティ）についてであります。

新たなまちづくりにあたっては、1市1町の住民と行政が一体となってまちづくりを進めるとともに、新市として地域格差のない一体感のある地域形成を図っていく必要があります。

また、少子高齢化が進むなか、当地域においても定住人口の確保が課題となっており、多様な雇用や余暇の場など、都市の魅力増大が必要となっております。

合併することで、都市規模の拡大や行政能力の向上などにより、都市としての存在感の増大や都市のイメージアップを図り、企業の進出やプロジェクト等の誘致、地域外からの転入など定住促進につなげていく必要があります。

そのため、地域間の交流を進め、イベント等のふれあいや交流機会の充実など、1市1町がこれまで築きあげてきたコミュニティの連携を推進して新市としての一体感の形成を図って参ります。

また、合併による都市規模の拡大に対し、地域のニーズを的確に捉え、情報公開など、開かれたまちづくりを推進するとともに、市民と行政が一体となった協働のまちづくりを進めて参ります。

さらに、男女が平等な立場でまちづくりに参加し、いきいきと生活できる男女共同参画のまちづくりを進めて参ります。

第7は、坂東市のまちづくりを支える行財政基盤の確立（行財政）についてであります。

現在の厳しい経済情勢に加え、少子高齢化の進行などにより、歳入の減少や行政経費の増大など、1市1町の財政状況が更に厳しさを増す一方、行政に対する住民ニーズはますます多様化、複雑化するものと思われます。

そのため、合併を契機として一層の行政改革に努め、職員の給与及び職員数の適正化、事務事業の見直し、民間委託や民間資金の活用等に取り組み、得られた効果を専門職の配置や組織の再編に生かすとともに、市民ニーズに的確かつ、柔軟に応えられる行政運営の充実強化を図って参ります。

また、合併に伴う効果を生かしつつ長期的な展望に立った財政運営に努めるとともに、事業の優先度や費用対効果を考慮した財政投資を進めて参ります。

さらに、合併により得られた効果や合併に伴う財政支援制度につきましては、市民の一体感の形成や行政サービス向上に資する事業など、新市のまちづくりのための施策を計画的に進めて参ります。

合併後2ヶ月余りでございますので、市民の皆様の多くは未だ潜在意識の中に旧市町の行政境が残っているのではないかと思います。

これまで長年にわたり、2つの自治体のもとで、行政サービスが行われてきた訳でございますので当然のこととは思いますが、今後、できる限り早期に、坂東市民としての融和を図り、5万8千人の市民の一体感の醸成に努め、合併してよかったと言われるようなまちづくりを、積極的かつ力強く推進していきたいと考えております。

以上7項目について、私の市政運営にあたっての基本的な考え方としてご説明申し上げましたが、これらに基づき諸施策を実践していくにあたり、冒頭でも申し上げましたように、坂東市の将来像である「人と自然がおりなす活力、安心、協働に満ちた坂東市づくり」に、全力で取り組むことにより、市民の皆様の信頼と負託にお応えする覚悟でございます。

議員各位をはじめ、市民の皆様方のご支援、ご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。